

## 船橋市スポーツ総合展示企画等アドバイザー設置規程

### (設置)

第1条 市は、スポーツ資料の保存、活用、収集等について円滑に推進するため、船橋市スポーツ総合展示企画等アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 アドバイザーは、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) スポーツ資料総合展示運営全般についての指導及び支援
- (2) 企画立案、実施運営に関する指導及び支援
- (3) 資料の保存、活用及び収集に関する指導及び支援
- (4) その他目的達成のため必要な事項

### (アドバイザー)

第3条 アドバイザーは、スポーツ資料に関して指導及び支援ができる知識や経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 アドバイザーの任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

### (庶務)

第5条 アドバイザーの庶務は、郷土資料館において処理する。

### (その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

この規程は、平成27年11月4日から施行する。

### 附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。